

【Q&A】 三重県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(ver.2.0)

区分	No.	質問	回答
対象施設・事業所について	1	本社所在地が他県でも対象になるか。 (事業所は三重県内)	対象となります。
	2	基準該当サービス事業所は補助対象に含まれるか。	対象となります。
	3	入所系の定員数はいつ時点か。	原則令和8年4月1日時点となります。 なお、令和8年4月1日以降に指定された事業所等については、指定時に、管轄する自治体にて指定等を受けた定員数によるものとします。
	4	共同生活援助の申請は住居単位か。	事業所単位となります。
	5	共同生活援助の定員数には併設型短期入所の定員数も含まれるか。	含まれません。
	6	共同生活援助の定員数にはサテライト住居の定員数も含まれるか。	含まれます。
	7	短期入所は空床利用型も補助対象となるか。	空床利用型の場合、本体施設や事業所(入所施設やグループホームなど)と重複しますので、対象外です。
	8	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問系と通所系を実施している場合(児発、放デイと保育所等訪問支援など)、それぞれの指定サービス毎に補助対象となるか。	補助対象となります。それぞれの指定サービス毎に計画書(個票)を作成してください。
	9	従たる事業所は1つの事業所として申請可能か。	1つの事業所としては申請できません。 利用実績等、主たる事業所に合算して申請してください。
	10	単位分けをしている場合、単位ごとに申請は可能か。	単位ごとの申請ではなく、三重県から指定を受けているサービス種別ごとに申請を行ってください。
	11	三重県介護事業所等及び介護施設に対するサービス継続事業で補助金を受けているが、申請は可能か。	可能です。ただし、申請する物は介護分野で申請した物とは明確に区別(全く別のものを申請)してください。 また、利用者延べ人数や延べ訪問回数には介護分野の利用者を含めないでください (×の例) 介護分野で30万円のエアコンを申請し、15万円しか交付決定されなかったため、障がい分野で残りの15万円分(足らずまい)を申請する(同一の物品) (○の例) 介護分野でエアコンを申請し、障がい分野でもう1台のエアコンを申請(全く別の物品)

区分	No.	質問	回答
補助対象経費について	12	通所系及び訪問系の事業所規模(1か月当たり延べ利用者数、1か月当たりの延べ訪問回数)はどのように判断したらよいか。	【令和7年10月末日までに指定された事業所】 令和7年10月サービス提供分～令和8年3月サービス提供分の延べ利用者数(通所系)又は延べ訪問回数(訪問系)の平均により判断してください。 【令和7年11月以降に指定された事業所】 指定を受けた月(令和7年11月以降)から6か月間(指定を受けた月から申請日が属する月の前の月までの期間が6か月に満たない場合は、指定を受けた月から申請日が属する月の前の月までの期間)のサービス提供分の平均値により判断してください
	13	いつから発生した経費が対象となるか。	令和8年4月1日以降に発生(発注・契約)した経費が対象となります。
	14	見積書等の添付は必要か。	見積書等の添付は求めませんが、申請内容の確認に当たって提出を求める場合があるため、適切に保管してください。
	15	交付決定通知の送付はいつ頃か。	令和8年10月以降を予定しています。
	16	補助対象期間中に、購入した備品等の納品から支払いまで完了している必要があるか。	原則として、納品及び支払が完了していることが必要です。
	17	例えば、単価50万円以上などの財産処分制限の対象となる備品等の購入は対象となるか。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	障害福祉サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的でないことから、単品で取得費用が財産処分制限の対象となる備品等は補助対象外となります。一方で、複数の物品等を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限とした補助となります。
	18	対象経費の例ではない備品は補助対象外か。	補助金の目的に即したものであれば対象となります。また、購入した備品・物品の用途等について、県から求めがあった場合に速やかに説明できるよう、整理をお願いいたします。
	19	研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用、光熱水費、燃料費などは対象となるか。	対象となりません。
	20	要領第4条「単品で取得価格が50万円以上のもの」とは、税込み価格、税抜き価格どちらで判断するか。	税込み価格で判断します。
	21	物品等の購入はいつまでに行う必要があるか。	実績報告の提出〆切(12月末を予定)までに納品かつ支払が完了している必要があります。

22	実績報告時の領収書は法人でまとめてもよいか。	法人でまとめていただいても問題ありませんが、実績報告にあたっては、領収書等とともに、事業所毎の金額内訳を示す資料(任意様式で可)の添付を必ずお願いします。
23	保管する見積(所要額の積算根拠資料)については、PCの画面をスクリーンショットしたものでも問題ないか。	問題ありません。
24	業務用のPC、スマートフォン、タブレットは対象となるか。	対象となりません。
25	災害発生時の感染症予防を目的とした消毒剤は対象となるか。	対象となります。

区分	No.	質問	回答
申請手続きについて	26	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	法人単位となります。
	27	交付決定額が交付申請額満額ではなかったため、対象経費を変更したいが、どのような手続きとなるか。	補助金の交付決定額の20%を超える減額、補助目的の変更を生じる変更をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。一方で、軽微な変更であれば、変更承認の手続きは不要です。軽微な変更に該当するかどうかは事務局に御相談ください。
	28	法人の代表者印は必ず押印しなければならないか。	エクセルシートでの提出ですので、押印は不用です。
	29	申請の名義は法人代表者、施設・事業所の責任者のいずれか。	法人代表者名義です。
区分	No.	質問	回答
補助金の支払いについて	30	補助金が振り込まれる時期はいつ頃か。	補助金の支払は実績報告書の審査後となります。(令和9年1月以降の予定)
	31	複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。	出来ません。
	32	同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。	補助を受けることができるのは1回限りです。

	33	支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。	振込先口座は必ず法人の口座をお願いします。
--	----	-------------------------------	-----------------------